

◆委員提案シート一覧

資料 2

委員氏名	提案事項	分類	対応の方向性等	頁
伊東	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	再生可能		1
	他社製品の廃棄製品の回収可能化	3R	第1クールフォローアップ	2
	PCB含有基準の見直し	3R		3
	緑化のための植栽規定の見直し	-	地域活性化WG	4
大室	民生部門のCO2排出量削減に向けた「見える化」促進支援制度の導入	スマコミ		5
佐藤	一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し	3R		6
	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	3R		8
	特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含	3R		9
	関連性の強い複数の排出事業者が連携した3Rの促進	3R		10
	処理委託契約書の簡素化	3R		12
	マニフェスト報告制度の廃止	3R		14
	収集運搬の合理化	3R		15
	産業廃棄物処理業者による3Rの推進	3R		17
	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	3R		18
	施設設置許可における建築基準法51条適用の緩和	3R		19
	汚泥の脱水施設等の規制緩和	3R		20
	産業廃棄物中間処理施設および最終処分場の広域的利用促進	3R		22
	広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化	3R		23
	リサイクル品の活用促進	3R		25
	適正処理困難物等の適正処理の推進	3R		26
	廃棄物統計の見直し	3R		27
自然的原因による土壌環境基準超過	3R		28	
澤	燃料電池自動車向け水素供給の安全規制・事業環境の整備	スマコミ	中期検討課題	29
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(地下水の熱利用に際しての揚水規制の見直し)	再生可能	水の熱利用に含める	31
白倉	農村地域における新エネルギー導入促進に向けた規制の見直し(農地法面を活用した太陽光発電パネル設置に係る農地法の基準の見直し)	再生可能		33
	農村地域における新エネルギー導入促進に向けた規制の見直し(農業用水路を利用した小水力発電に係る水利権基準の見直し)	再生可能		34
杉山	ペットボトルや発泡スチロール製トレイなどの「専ら再生利用の目的となる廃棄物」への位置づけ	3R		35
	すべて産業廃棄物として定義されている廃プラスチックの一部を一般廃棄物として定義(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「廃プラスチック」の定義の見直し)	3R		37
新浪	電気系統における「1構内1需要場所」規制の緩和(EV充電設備における「1構内複数需要場所」の認可)	スマコミ	「一の需要場所」で「複数の需給契約」に含める	38

委員氏名	提案事項	分類	対応の方向性等	頁
松村	河川区域内での防護措置の緩和	スマコミ		39
	農業用道路の占用許可要件の緩和	スマコミ		40
	港湾道路の占用許可要件の改善	スマコミ		41
	高速道路の占用許可要件の緩和	スマコミ		42
	公共用地等における占用許可	スマコミ		43
	農地転用にかかる手続の簡略化	再生可能		44
	農用地区域内での開発行為の円滑化	再生可能		45
	CNGスタンドと水素スタンドの併設	スマコミ		46
	一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費	スマコミ		48
	一需要地の複数需給契約による需要家の再生可能エネルギーの選択の柔軟化	スマコミ		49
	マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用(内規)」の見直し	スマコミ		50

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 改正省エネ法、温対法、東京都環境確保条例など、類似のデータを政府・行政機関に複数報告する必要がある。 また、適用対象や義務内容が自治体によって少しずつ異なり、個別の対応が必要である。
	【根拠法令】
規制改革要望・賛成の意見等	政府・行政機関どうしでの情報共有、対企業窓口の一元化と、条例・制度内容の統一化を要望する。
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート
(様式)

伊東委員

規制改革事項	他社製品の廃棄製品の回収可能化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 広域認定制度における他社製品の取扱いについて、廃棄製品が他社製品の場合、回収ができない。(他社製品からのリプレースの場合、回収ができない。また、複数社の製品が混在している場合、排出者が分別して各社に処分依頼を出す必要がある)</p> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	廃棄製品が他社製品である場合も回収可能にしてほしい。
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート
(様式)

伊東委員

規制改革事項	PCB 含有基準の見直し
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 微量 PCB を含んでいる使用済みトランスなどに関して、「PCB を含有している」と定義する最低濃度が先進諸外国の基準と違っている。(日本：0.5PPM、米・英・仏・加・豪：50PPM、独：10PPM)
	【根拠法令】 PCB 特措法
規制改革要 望・賛成の意 見等	先進諸外国の基準に合わせる。
要望具体例、 経済効果等	日本の基準は厳しすぎて、企業活動の過度な負担となっており、国際競争力への影響が懸念される。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	緑化のための植栽規定の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 工場立地法に緑化のための植栽規定があるが、現行法では工事終了時点で基準を満たすことが求められるため、成長した樹木を植林するしか方法がない。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 工場立地法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	成長した樹木を移植するのは非常に割高であり、樹木自体にも好ましくない。植林する苗木の本数を割増しするなどの条件をつけたうえで、苗木から育てることも選択肢として認めるべき。
要望具体例、 経済効果等	

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	民生部門のCO ₂ 排出量削減に向けた「見える化」促進支援制度の導入
規制の概要・ 根拠法令	【概要】
	【根拠法令】
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>・日本のCO₂排出量の約3割を占める民生部門の排出量は、オフィス床面積の増加、テナントOA利用の高度化、世帯数の増加等により、1990年比で1.4倍になっている。2020年までに90年比真水で25%削減することは、現行からほぼ半減させることとなり、世界最高水準にある我が国の技術をもってしても、実現は極めて困難である。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>・民生部門のCO₂削減のためには、住宅やオフィスの供給者の努力だけでは効果が限定され、住宅購入者やテナント等、国民の理解や協力が不可欠である。したがって、民生部門の対策としては、支援・誘導策が重要である。</p> <p>・特に家庭部門においては、エネルギー消費等の「見える化」に係るシステム、設備導入を更に推進する支援制度を創設し、このような取り組みを幅広く社会に情報発信し、国民の省エネに対する理解促進に努めることが必要である。</p> <p>・併せて、「見える化」による、CO₂削減効果を定期的に検証し、評価する仕組みも有効である。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（紙等加工品の製造業・新聞業等から生ずる場合）、繊維工場から生ずる繊維くず等が規定されており、それ以外は一般廃棄物とされている。</p> <p>【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>同一性状であっても一般廃棄物・産業廃棄物の区分があるため、収集・処分を別々に行う必要があり、効率的処理が行えない（オフィスの引越し時に発生する廃棄物など）ことに加えて、事業系一般廃棄物の多量排出時など、自治体が処理できずに産業廃棄物として処理を行わざるを得ない場合がある。</p> <p>逆に、小規模事業者が少量排出する場合には、産業廃棄物として処理委託することが困難であることが多く、自治体が引き取りを行うことが適切かつ合理的な場合が少なくない。</p> <p>また、中間処理施設・最終処分場についても、同一性状の廃棄物を安全かつ安定的に処理する施設が設置されているにもかかわらず、廃棄物の区分が異なるという理由で有効活用されていない。</p> <p>したがって、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しを行うべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者が、事業系一般廃棄物を一時的に大量に排出する場合、または継続的に相当量を排出する場合、排出事業者が管轄市町村に産業廃棄物として排出する旨の届出を出すことにより、産業廃棄物として処理を委託することができるものとする。（改正要望） ・ 排出事業者が、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が物理的に分別が不可能または著しく困難な状態で結合または混合し

た廃棄物を排出する場合、総体として産業廃棄物として処理委託することができることを周知する。(周知要望)

- ・ 感染性廃棄物について、発生時点において感染性廃棄物であっても、焼却等の処理により感染力が失われたものは通常の廃棄物であり、感染性一般廃棄物を処理したものは、いわゆる事業系一般廃棄物、感染性産業廃棄物を処理したものは産業廃棄物としそれぞれ処理することとなるとされている。したがって、感染性廃棄物（チューブ、注射針、ガーゼ等）の焼却灰等について、一般廃棄物と産業廃棄物の双方の許可が必要とされ不合理である。したがって、感染性廃棄物の処理後は、総体として産業廃棄物であるとするべきである（周知要望）。
- ・ 排出事業者が廃油・食品残渣等を年間1トン以上排出する場合には、業種を限定せず、産業廃棄物であるとするべきである（改正要望）。
- ・ 焼却・破碎・脱水・管理型最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置者については、事業系に限定した一般廃棄物処理業の許可を市町村への届出によって認めるべきである（改正要望）。施設の許可については15条の2の4で規制緩和されているが、業の許可が規制緩和されていないため、有効に機能していない。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長
規制の概要・ 根拠法令	【概要】 一般廃棄物処理業の許可の更新期間は、2年と定められている。
	【根拠法令】 廃棄物処理法第7条7項、施行令第4条の8
規制改革要 望・賛成の意 見等	産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、現在5年であり、今後は優良事業者については7年になると予定されている。 これに比して、一般廃棄物処理業の許可の更新期間は2年であり、あまりに短い。一般廃棄物処理業を営む上で、施設設置、運搬車両の購入等多大な投資が必要である現状を考慮すれば、このような短期の許可期間では、融資を受けることが困難であるだけでなく、安定して事業を営むことも難しい。
要望具体例、 経済効果等	・ 一般廃棄物処理業の許可の更新期間を5年とする（改正要望）。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>特別管理産業廃棄物処理業の許可業者は、特別管理産業廃棄物みの収集・運搬または処分をすることが許されており、通常の産業廃棄物の収集・運搬または処分をすることは認められていない。</p> <p>しかし、特別管理産業廃棄物は廃酸、廃アルカリなどで水素イオン濃度（pH）が一定以上または一定以下のものなど、通常の産業廃棄物について一定の有害性等の要素を加えたものである。また、特別管理産業廃棄物と通常の産業廃棄物の区別が容易ではない場合も多い。</p> <p>したがって、一定の有害性等が予想される場合、安全性を考慮して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することが適切であるが、対象物が通常の産業廃棄物に該当する場合には、無許可業者への委託となってしまう。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>廃棄物処理法第2条5項、14条の4、施行令第2条の4</p>
規制改革要望・賛成の意見等	特別産業廃棄物処理業の許可は産業廃棄物業の許可を包含するとすべきである。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理を行うことができるものとする。(改正要望)

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	関連性の強い複数の排出事業者が連携した3Rの促進
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている。 この排出事業者の処理責任を実施する方法として、廃棄物処理法では自ら処理をするか、産業廃棄物処理業者その他環境省令で定める者に委託しなければならないとしている。 また、使用済み商品の売買は、盗品販売を防止するために、古物営業の許可が必要であるとされている。</p> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第11条、12条 古物営業法第2条2項</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>排出事業者が、自ら処理の責任を果たす上で、親子会社等資本関係のある複数関係会社、同じ商業施設等に入居している複数の会社および個人事業者、フランチャイズ契約などに基づき対外的には同一ブランドで一体的に企業活動を行っている複数の会社等が連携し、自主的な取り組みを推進して廃棄物の減量・リユース、リサイクルを行っている。</p> <p>しかしながら、自治体によっては、複数の企業が連携して3Rを推進することは、個々の企業の責任を曖昧にするとの理由でこれを認めないケースが少なくないため、円滑な自主的取り組みが阻害されている。また、古物営業法の適用範囲が不明確であるため、関連性の高い複数の企業間での使用済み商品の売買、譲渡が阻害されている。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会等複数の会社が共同して開催する会場から排出される廃棄物については、主催者と参加者との契約に基づき、展示会等の主催者が代表して排出事業者となり、全体の廃棄物の3R促進および適正な処理委託を行うことができることを周知する（周知要望）。 ・ テナントビル、フランチャイズチェーン、ショッピングモー

ル、商店街など、複数の事業者が共同して3R推進することが適切かつ可能な場合には、当事者間の契約に基づき、これらのグループを代表するものが排出事業者となり、全体の廃棄物の3R促進および適正な処理委託を行うことができることを周知する（周知要望）。

- ・ 資本関係のある複数の会社が連携して、副産物の加工、廃棄物の減量、排出前選別、排出前保管等を行う場合は、当事者間の契約に基づき、排出前の準備行為として廃棄物処理業の許可が不要であることを周知する（周知要望）。
- ・ 資本関係にある複数の会社、同一フランチャイズチェーンの複数の会社、同一商業施設内の複数の会社等の間で、リユースの目的で使用済み商品を交換・売買する行為は、古物営業に該当しないことを周知する（周知要望）。

なお、分社化に伴う複数の企業が連携した自ら処理については、規制改革会議平成16年3月19日閣議決定、平成17年3月25日通知（環廃産第050325002号）によって規制緩和されているが、さらなる規制緩和が必要である。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	処理委託契約書の簡素化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 排出事業者は、産業廃棄物処理を委託する場合、委託基準を遵守するとともに、委託契約書を締結しなければならないとされている。さらに、当該委託契約に含まれるべき事項が多く法定されている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第12条3項、4項、施行令第6条の2、施行規則第8条の4、8条の4の2</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>処理委託契約書の記載内容は形式的なものが多いにもかかわらず、項目が多いため、契約書は長文となり、一読しても内容が分からず、ひな形に基づく形骸化した運用となっている。また、委託契約書作成のための印紙税負担、契約書作成・保管事務に莫大な費用が必要となっている。また、契約書の作成による不法投棄や不適正処理が防止の効果は期待できない。マニフェストによって、処理ルートの確認は行われており、これに加えて処理委託契約書を作成する必要性はほとんどない。</p> <p>さらに、今後は、優良な廃棄物処理業者が一層育成されてくることが期待されるため、排出事業者による契約書締結よりも、処理業者の優良化および情報公開によって、法の目的は十分達成可能である。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村・都道府県に対して処理を委託する場合には、処理委託契約書の作成を不要とすべきである（あわせ産廃等）（改正要望）（実際は、契約書は全く作成されていないにもかかわらず、条文上は必要であるとされている。） ・ 専ら物については、処理委託契約書の作成を不要とすべきである（改正要望）（実際は、契約書は全く作成されていないにもかかわらず、条文上は必要であるとされている。） ・ 再生利用認定、広域認定、国等業の許可が不要とされている

者に委託する場合には処理委託契約書の作成は不要とすべきである（改正要望）（実際には契約書が作成されていない例が多く、また広域認定等に過大な負担となっていることが多い。）

- ・ 許可の期間が通常より長い優良な廃棄物処理業者に委託する場合には、排出事業者の契約書締結義務を免除する（改正要望）
- ・ 電子マニフェストを継続的に使用する場合には、排出事業者の契約書締結義務を免除する（改正要望）
- ・ インターネット等で委託先の処理業者の許可内容を確認し、URL等を電子的に保存等した場合には、許可証の添付を不要とする（改正要望）。
- ・ 電子契約、契約書の電子的保存が可能であることを周知する（周知要望）。
- ・ 契約内容の変更があった場合には、変更を行った当事者が相手方に手紙、ファックス、メール等で通知を行えば、通知を受領した側に異議がない限り、変更契約書の作成は不要であることを周知する（周知要望）。
- ・ 家電リサイクル法に基づき小売店が負担している引き取り義務、引き渡し義務の履行については、小売店が排出事業者となるものではなく、廃棄物処理法の委託基準は適用されないことから、委託契約書の締結は不要であることを周知する（周知要望）。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	マニフェスト報告制度の廃止
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 排出事業者は、排出事業場ごとに、毎年1回、交付した管理票の交付等の状況に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対して、マニフェスト報告書を提出しなければならない。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第12条の3第6項、施行規則第8条の27</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>マニフェスト報告制度は、廃棄物処理法の平成12年改正によって追加されたが、排出事業者および自治体の双方に負担が大きく、さらに不適正処理の防止等に効果がないことから、長期にわたり適用が猶予されていた。しかし、平成18年12月27日通知（環廃産発第061227006号）によって適用猶予期間が平成20年4月1日までとされ、直近の2年間運用されている。新たに適用を開始した理由は、適正処理の推進のためではなく、電子マニフェストの普及のためとされている。</p> <p>しかし、マニフェスト報告制度は、排出事業場ごとに提出することから、複数の事業場を複数の自治体に有する事業者にとってはきわめて大きな負担となっている。現在、政令指定都市等を含めると、管轄自治体は109にのぼっており、集計、提出作業は多大な労力が必要となっており、これによって得られる効果は全くない。さらに、マニフェスト報告制度には罰則の規定がないため、遵法意識の高い事業者のみに過大な負担となっている。また、自治体にとっても、受け取ったマニフェスト報告書の保管場所に困るばかりで、その内容を検討している自治体はほとんどない。したがって、この制度は存在意義がない。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> マニフェスト報告制度は、廃止するか、適用の猶予を再開すべきである。

規制改革事項	収集運搬の合理化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 産業廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする地域（積卸し区域）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>また、積み替え保管については、保管場所について許可が必要である。さらに、再委託は、あらかじめ排出事業者から承諾を受ける等の再委託基準を満たした場合のみに認められる。自治体によっては、積み替え保管の許可をほとんど認めない運用をしているところ、住民の同意を必要としているところ、再委託は原則禁止としているところなどが多く、効率的な運搬が行われていない。</p> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第 14 条 1 項、同条 14 項</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>3Rを促進するとともに、温暖化対策を推進するためには、収集運搬の効率化が必要である。現在の法制度では、商品配達のリブリの利用、道路・船舶の利用、運送途中での大型便への積み替え、再委託等が困難であるため、収集運搬の効率を向上させるような改革が必要である。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電リサイクル法に基づき小売店が引き取り義務および引き渡し義務を果たす場合、小売店は排出事業者ではないので、商品配達を委託した貨物運送業者に、小売店が行うべき引き取り及び引き渡しを委託することができることを周知する（周知要望）。 ・ 商品を販売するに際し、販売した商品と同種の製品を無償で

	<p>引き取る下取り行為については、商品配達の戻り便を利用することが可能であることを周知する（周知要望）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 優良な産業廃棄物収集運搬業者については、事前に排出事業者へ通知することによって再委託をすることを可能とすべきである（改正要望）。・ コンテナ輸送等廃棄物が飛散しない容器を用いて運搬する場合には、小型車両から大型車両への積み替え、運搬途中で滞留しない形での駐車については積み替え保管の許可が不要であることを周知すべきである（周知要望）。・ 収集運搬の許可は、本来、車両を利用した廃棄物輸送を前提としたものであることから、船舶・鉄道については、収集運搬の許可を不要とすべきである。また、船舶・鉄道については、現在区間委託の形で処理委託契約を締結しているが、その運行経路は固定されており、かつ貨物輸送の安全性は国土交通省によって監督されていることから、処理委託契約およびマニフェストを不要とすべきである（改正要望）。・ 港湾の利用を促進するために、一般貨物岸壁での荷役規制緩和、製造業岸壁における荷役規制緩和、港湾地区商業用倉庫における積み替え保管の届け出制などの規制緩和を行うべきである（改正要望）。
--	---

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	産業廃棄物処理業者による3Rの推進
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理業の許可に基づき、処理基準を遵守して、廃棄物を処理しなければならない。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第14条1項、6項、12項</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>産業廃棄物処理業者は、排出事業者と同様に3Rに取り組むことが期待されており、処理前の事前選別、処理後選別、処理後加工等により、資源回収や再生、再生品の売却を行っている。</p> <p>しかしながら、自治体によっては、このような産業廃棄物処理業者の3Rの取り組みについて、許可申請時の内容と異なる等の理由で認めない場合があり、産業廃棄物業者による3Rを阻害している。産業廃棄物処理業者に適用される処理基準は、生活環境の支障除去等の観点から定められるものであり、これ以外の取り組みを禁止する趣旨ではない。したがって、産業廃棄物処理業者が処理基準を遵守したうえで行う3Rの取り組みを、積極的に推進すべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業者が、廃棄物の性状にあわせ、処理前の事前選別、処理後選別、処理後加工等により資源回収や再生、再生品の売却等の3Rの取り組みをすることは、循環型社会に合致するものであり、産業廃棄物処理基準を満たしている場合にはこれを積極的に推進することを周知する（周知要望）。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 産業廃棄物処理業者は、事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、軽微な変更については、変更日から10日以内に届出をするものとされている。</p> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第14条の2、施行規則第10条の9、10条の10</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならない。しかし、上場をしている会社の場合、株主は日々変動しており、また役員、支店長の数は合計すれば100名以上に及ぶ場合もある。このような変更を、現在109もある許可権を有する自治体へ届けることはきわめて困難である。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良な産業廃棄物処理業者および上場している産業廃棄物処理業者については、役員および5%以上株主について、年に1回届出をすれば足りることとする。(改正要望) ・ 届出先は、各自治体窓口ではなく、自治体が情報を共有する情報センターとし、この情報センターから各自治体へ届出情報が提供されるものとする。(改正要望)。 ・ 政令指定使用人は欠格要件の該当性から除外し、届出義務は廃止する(改正要望)。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	施設設置許可における建築基準法 51 条適用の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 建築基準法に基づき、一定規模以上の対象廃棄物処理施設は、都市計画審議会の議決を経る必要がある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 建築基準法第 51 条、施行令第 130 条の 2 の 2</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>焼却、脱水、破碎等の廃棄物処理施設は、構造・性能上は商品製造工程に使用される工場施設と同等な場合が多い。また、現在は、製造工程に使用される工場施設の原料または燃料として、副産物や廃棄物由来の資源を利用することも増えている。</p> <p>それにもかかわらず、建築基準法 51 条が適用されるため、施設の迅速な設置、工場施設の活用が阻害されており、3R に支障が生じている。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物施設設置については、建築基準法 51 条の対象から除外し、工場設置と同等の規制とすべきである。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	汚泥の脱水施設等の規制緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 汚泥の脱水施設（一日当たりの処理能力が10m³を超えるもの）、廃油の油水分離施設（一日当たりの処理能力が10m³を超えるもの）については、産業廃棄物処理施設の許可が必要とされている。</p> <p>但し、工場の生産設備に組み込まれた脱水施設、下水道処理施設の脱水施設、浄水施設の脱水施設については、廃棄物処理法の適用対象とされていない。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第15条1項、施行令第7条</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>下水道処理施設、浄水施設の設置および管理はPFI等にて民間が行うことが増えているが、このような場合に廃棄物処理法（業許可・施設許可）が適用されるかどうか不明確である。</p> <p>また、工場団地等で複数の事業者が水処理施設を共有して使用する場合に、廃棄物処理法が適用されるかどうか不明確である。</p> <p>さらに、下水処理施設のような大型の水処理施設は、公共的インフラとして重要であり、農業集落排水汚泥、合併浄化槽汚泥等の投入を行うことにより、施設の有効利用および自治体の負担軽減を行うことができるばかりでなく、バイオマス資源の有効活用や再生エネルギーの取得が可能であるが、廃棄物処理法の適用が不明確であるため、混乱が生じている。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、これらの管理者によって一体的に管理されていることから、廃棄物処理法を適用しないものと周知する（周知要望）。 ・ 複数の事業者が水処理施設を共有して使用する場合には、生産設備に組み込まれており、水処理施設の責任者が契約等で

	<p>明確となっていれば、廃棄物処理法を適用しないものと周知する（周知要望）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 下水処理施設に、農業集落汚泥、合併浄化槽汚泥その他のバイオマス資源を投入することについて、廃棄物処理法を適用しないものと周知する（周知要望）。
--	---

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	産業廃棄物中間処理施設および最終処分場の広域的利用促進
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 都道府県は、基本方針に則して当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第5条の5</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>産業廃棄物は、本来広域処理が前提であるにもかかわらず、都道府県は都道府県の作成した処理計画を根拠に、県外廃棄物の流入規制や県内廃棄物を優先的に受け入れるような指導等をする場合がある。</p> <p>しかし、3Rを推進するためには、産業廃棄物中間処理施設は広域に廃棄物由来の資源を獲得し、再生することが効率的である。また産業廃棄物最終処分場は偏在しており、広域でこれを利用する必要性は今後ますます高まるものと思われる。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物は、県境を越えて広域で処理されることにより3Rより効率的に促進できるものであり、都道府県の作成する産業廃棄物処理計画はこのような広域的処理を前提としていることを周知する（周知要望）。 ・ 長期的には、国が広域的に利用できる最終処分場の整備を行う（中期的課題）。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>廃棄物処理法に基づく広域的処理大臣認定を受けた製造者等は、3Rを推進する目的で、一般廃棄物処理業および産業廃棄物処理業の許可なく廃棄物処理を行うことができる。この広域認定制度に基づく廃棄物の回収は、業の許可不要制度により、貨物運送業者が大部分を担当しているが、運送の再委託は認められず、さらに運送業者を変更・追加する場合には変更認定が必要とされている。さらに車両の追加や役員変更等には届出が必要とされている。</p> <p>また、家電リサイクル法に基づく大臣認定を受けた製造業者等は、3Rを推進する目的で、一般廃棄物処理業および産業廃棄物処理業の許可なく廃棄物処理を行うことができる。しかし、広域認定と同様に運送の再委託は認められず、さらに運送業者を変更・追加する場合には変更認定が必要とされている。さらに車両の追加や役員変更等については届出が必要とされている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>廃棄物処理法第9条の9、施行令第5条の8第1項2号、施行規則第6条の18第1項1号 家電リサイクル法23条</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>広域認定制度および家電リサイクル法では、全国規模で数千社の貨物運送業者が数十万台の車両を利用して、回収を担っているものであり、これらの事業者について発生する変更、車両の追加等について変更認定や変更届を提出することは、認定事業者にとって過大な負担になっているばかりではなく、環境省にとってもその確認は過大な負担であり、簡素化が必要である。貨物運送業については、国土交通省によって下請け業者の把握、車両の把握が行われており、緊急事態においてはすぐに事業者の内容を確認する体制は整っている。</p>

要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none">・ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託については、貨物運送業の許可を有する事業者に関して、変更認定および変更届の適用除外とし、再委託を認める（改正要望）。
-----------------	---

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	リサイクル品の活用促進
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 副産物・リサイクル製品・リユース品の売買および使用について、運送費込みでマイナス価格である場合には、廃棄物に該当するという行政指導が行われているため、リサイクル品の売買、輸出、使用に支障が生じている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 廃棄物処理法第2条1項</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>3Rを促進し、循環型社会を構築するためには、副産物・リサイクル製品・リユース品の売買および使用を促進する必要がある。3Rに自主的に取り組んでいる事業者は、大きなコストをかけて再資源化をしているにもかかわらず、競合するバージン素材や商品、原料が安い場合や、運賃が高額になる場合には、運賃価格を差し引くとマイナスになる場合が多い。</p> <p>したがって、行政指導によりリサイクル品の活用が阻害されている。これによって、有用な資源が最終的に最終処分を余儀なくされ、最終処分場をさらに逼迫することにより、持続可能性が失われている。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル製品・リユース品・副産物等（ガラスカレット・鉄鋼スラグ・硫黄等）の運送および輸出については、業界団体等の品質基準への適合性を条件に、有価物としての運搬および輸出を認めることを周知する（周知要望）。 ・ 土木資材（改良土、鉄鋼スラグ、再生採石、熔融スラグ）の運搬および利用については、業界団体等の品質基準への適合性および施工現場における適切な使用を条件に、有価物としての運搬および利用を認める（周知要望）。

規制改革事項	適正処理困難物等の適正処理の推進
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>廃棄物処理法第6条3項では、「環境大臣は（中略）その適正な処理が全国的に困難となっていると認められるものを指定することができる。」とし、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像器、廃電気冷蔵庫、廃スプリングマットレスが指定されている。</p> <p>しかし、これらのものは、すでに家電リサイクル法等で解決されたものが多いにもかかわらず、その後見直しが行われていない。現在では廃エアゾールや廃カセットボンベ、使い捨てライター、二次電池等の処理について、自治体で事故が発生しており、これらに対する対策が必要となっている。</p> <p>また、PCB廃棄物については、PCB廃棄物をどこまで処理すればよいかという基準（いわゆる「卒業基準」）が定められているが、PCB廃棄物に該当する基準（いわゆる「入り口基準」）の定めがないため混乱が生じている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>廃棄物処理法第6条3項 PCB廃棄物特別措置法第2条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>処理困難物の指定について、定期的な見直しが必要である。また、PCB廃棄物の入り口基準を明確化するとともに、卒業基準を国際基準と同等にすべきである。卒業基準について、国際的には海外は2ppmなのに対して日本は0.5となっており、海外の絶縁油使用機器を輸入できないという問題が発生している。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理困難物の指定については、長く見直しが行われていないため、定期的な見直しを行うべきである（中期的課題）。 ・ PCB廃棄物については、入り口基準は卒業基準と同一であることを周知する（周知要望）。 ・ 卒業基準が厳しすぎ、国際基準と合致していないため、同等とすべきである。

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	廃棄物統計の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 環境省が発表している統計によれば、平成19年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1900万トンとされている。しかし、そのうち汚泥が44.2%、動物のふん尿が20.9%で、合計66%、約2億7000万トンとなる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 循環社会形成推進基本法第29条</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>汚泥は、含水比がきわめて高い、すなわちほとんどが水という状態で推計されていると考えられるばかりではなく、上下水道、電気・ガス事業などのインフラ事業から発生するものである。また動物のふん尿は、飼育頭数から排出量が推計され、飼育施設周辺でそのまま肥料として利用されていることが多く、排出および処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なる。</p> <p>したがって、汚泥を脱水処理施設から出た状態で集計し、さらに動物のふん尿を統計から除外すれば、産業廃棄物として排出されている実態はより明確になり、国民への情報提供および3Rの取り組みの成果を判断する基礎として適切である。</p> <p>このように統計を取り直せば、国民の努力により3Rがすでに相当程度推進している事実が把握できるとともに、今後の施策の方向性が的確に判断できる。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> 現在の産業廃棄物の統計において、汚泥については排出場所に設置された産業廃棄物処理施設の脱水施設を経て排出される段階で計量する。また産業廃棄物として自ら処理または委託されていない動物のふん尿は統計から除外する。(中期的課題)

検討項目 委員提案シート
(様式)

佐藤委員

規制改革事項	自然的原因による土壤環境基準超過
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 平成 16 年施行の土壤汚染対策法において、環境省は、自然的原因による土壤環境基準超過については規制の対象としない旨の通知を行なうとともに、その判断基準を示し、この通知に基づく運用が行われていた。</p> <p>しかし、平成 22 年 4 月からは、土壤汚染対策法の改正に伴う施行通知において、自然的原因による土壤環境基準超過についても、汚染土壤として管理するべきであるとされたため混乱が生じている。</p> <p>【根拠法令】</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>日本全国において、フッ素、ホウ素、ヒ素等について自然的原因による土壤環境基準超過は広範にみとめられるものであり、これについて対策を求めるということになれば一般国民にとって過度な負担となる。また、自然的原因による土壤環境基準超過のみをもって、指定区域として指定することは、土地の売買・賃貸・担保化に支障が生じるため阻害し、国土の健全な利用を阻害する。</p> <p>したがって、自然的原因による土壤環境基準超過と判断される場合には、これを理由として調査命令、区域指定を行わず、また浄化等の対策をする必要がないことを周知すべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的原因による土壤環境基準超過については、これのみを理由として、土壤汚染対策法に基づく調査命令、区域指定、指示措置等を行わないことを周知する（周知要望）。 ・ また、土壤汚染対策法に基づく事務は、自治事務であり、自治体は、調査命令、区域指定、指示措置等を行うについて、一定の裁量権を有していることを周知する（周知要望）。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	燃料電池自動車向け水素供給の安全規制・事業環境の整備
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現在、水素スタンドに係わる保安規制は、「高圧ガス保安法 一般保安規則」のなかで、「圧縮天然ガススタンドの技術基準 第7条」に追加する形で「第7条の3」として定められている。また、事業全体にかかわる制度設計はされていない。 一方、一般消費者向けに事業が行われている液化石油ガスについては、「高圧ガス保安法 液化石油ガス保安規則」として独立した規則が定められており、事業に関しても「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が定められている。</p> <p>【根拠法令】 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 第7条の3 (特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>燃料電池自動車の本格普及の始まる2015年までに、水素スタンドに係わる保安規制を液化石油ガス同様に独立した形で整備、また事業に関しても制度設計を行い、導入環境を整えるべきである。</p> <p>現在の一般保安規則は、一般ユーザーへの販売、サービスステーション(ガソリンスタンド併設を含む)での乗用車への充填といった、広く一般に普及させる形での事業モデルを想定しているとは言い難い(圧縮天然ガススタンドは特定ユーザー向け)。これまで想定していなかった新たな水素供給事業に特定した制度を定めることが、事業の円滑な導入と燃料電池自動車の普及につながる。</p> <p>また、水素供給は将来的には再生可能電力による電気分解による製造販売、といった高圧ガス保安法の傘のなかだけでは収まりきれない事業形態も想定される。パイプライン供給においては、現行のガス事業法(水素供給を想定していない)の縛りをうけることになる。そうした新たな事業形態の受け皿も視野に</p>

	<p>入れて既存の法体系の抜本的見直しを行うか、新たな規制・制度設計を検討開始すべきではないか。</p> <p>なお、2015年燃料電池車普及の準備として、2015年以前に水素スタンドの先行整備が行われるものと思われる。その間は事業開始前であるため、現行法の一部見直し、特認や援用解釈により対応せざるを得ない。自治体に判断が任される部分も多い。そうした解釈のバラつきや手続きの遅れなどにより、先行的な事業者の取り組みが不利とならないように、統一的な指針の早期周知や、第三者機関による認証制度の創設等に取り組むべきではないか。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>(規制・制度改革に関する分科会 第2回資料より再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年より燃料電池自動車、水素供給インフラの本格的な普及を開始する。燃料電池自動車の量産に先行してインフラ整備を行い、2030年に水素ステーション5,000箇所、燃料電池自動車700万台の普及を目指す。 ・ この場合、2050年までの累計CO₂削減量は約9億tと試算され、経済価値は約9兆円(10,000円/CO₂-tで評価)。また、年間5,000万klの原油輸入の削減が見込まれ、経済価値は3兆円/年(原油100ドル/バレルで評価)。 ・ 既に世界のトップランナーである我が国の自動車産業の国際競争力を更に強化することが可能となることに加えて、新たな産業・雇用の創出が期待できる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（地下水の熱利用に際しての揚水規制の見直し）
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京、大阪を中心とする特定の地域においては、地盤沈下を防止する等の観点から、地下水の揚水規制が課されており、揚水設備の断面積が一定規模以上のものは禁止、一定規模以下のものでも許可制となっている。 <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水法第3条、第5条 ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条 ・ 条例（例えば「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第70条）
規制改革要望・賛成の意見等	<p>これらの規制は地盤沈下の防止を主たる目的として制定されたものであるが、地下水を採取し、熱利用（熱交換）を行った後に地下に還水する場合には地盤沈下を引き起こす可能性は低いと考えられる。なお、断面積の大きな揚水はそもそも禁止されており、断面積の小さな揚水は許可を得れば実施可能であるが、断面積が小さい場合には十分な熱の採取ができず、経済性が悪化することから、事業化が困難である。</p> <p>このため、熱利用のみを行って還水する場合には禁止行為の除外とし、また許可も不要とする（あるいは還水する場合には許可しなければならないこととする）等の見直しが必要。また、自治体に対しても、国の法令の見直しと同様、還水する場合には適用除外とする等の働きかけを行うことが必要。</p> <p>なお、近年では、揚水規制を徹底したことにより、地下水位の上昇が問題になっているケースもあるとの指摘もあり、揚水規制そのものの在り方から見直すことも考えられる。</p> <p>地下水の熱利用は、地産地消の再生可能エネルギーの利用であり、エネルギー自給率向上や地球温暖化対策の防止等の観点から極めて有効であり、河川水、港湾、下水といった「水の熱利用」や空気熱の利用などと同様、政府として、利用円滑化のた</p>

	<p>めの環境整備を行っていく必要がある。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<p>都市部の比較的規模の大きな業務用のビルにおいては、空調用の熱源として、地下水熱の利用が検討されるケースがあるが、揚水規制によりそもそも事業化の検討すらできないケースや、小さな断面積での揚水となり経済性が発揮できずに普及の阻害要因となっているとの声がある。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	農村地域における新エネルギー導入促進に向けた規制の見直し（農地法面を利活用した太陽光発電パネル設置に係る農地法の基準の見直し）
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 農用区域内の農地に太陽光発電パネルを設置する場合、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法により必要な手続きが完了しない限り違反転用となる。 ただし、営利（売電）を目的としない、農業用施設への供給目的では違反とはならない。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される除外要件をすべて満たす場合に限り農用区域からの除外が認められる。 農地法第4条（農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可が必要）</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>農村地域の農地は、日当りは良いが農地に占める畦畔率も高く、農業従事者の高齢化に伴う草刈り等の管理が負担となっている。</p> <p>自然エネルギーが注目されるなかで、狭小な集落形成がなされている中山間地域の希少な土地である、畦畔法面が太陽光発電施設用地としての活用が可能となることにより、不利とされていた地形条件を逆に利活用する事が出来れば、農村での新エネルギー導入促進と農家経済の増大等に役立つ。</p>
要望具体例、経済効果等	<p>農地の有効活用の面から、未利用地である畦畔法面部分に限り太陽光発電パネルの設置利用を可能とする制度の改正。</p> <p>傾斜地の畦畔・法面の管理費用は平坦地に比べ作業時間で1.5倍、費用負担でも2倍近い負担となるとの実態調査があることから大幅な管理費の削減が図れる。</p> <p>畦畔100㎡を利用し10kw設備で10,500kwh/年・ 252千円/</p> <p>(非住宅用高圧・太陽光発電設備単独設置24円/kwで計算)</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

白倉委員

<p>規制改革事項</p>	<p>農村地域における新エネルギー導入促進に向けた規制の見直し（農業用水路を利用した小水力発電に係る水利権基準の見直し）</p>
<p>規制の概要・根拠法令</p>	<p>【概要】 農業用水路に小水力発電設備の設置をする場合、河川法の許可が必要となり現行の慣行水利権から許可水利権への更新が必要となる。この手続きに必要な資料は、専門知識を求められるため、委託費用が膨大となっている。 慣行水利権では農業用水の許可のため、発電の為の水使用は新たな許可が必要となる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 河川法 23条 流水占用の許可 慣行水利権 河川法 87条・88条によって与えられる権利 許可水利権 河川法にもとづき、河川管理者の許可により生ずる水利権</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<p>農業用水路は法定外公共物として国から譲与をうけ、財産管理事務と機能管理は、市町村で行っている。 日常の流水管理は慣行水利権の許可を受けた水利組合が行っていることから、許可取水量以内での発電施設であれば、水利組合の同意の下、漁業組合、影響が及ぶ下流水利組合の同意書の届け出による許可制にし、農村地域での自然エネルギー導入の促進を図る。</p>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<p>中山間地域では小水力発電所の適地は数多くあるが、水利権の許可手続きの煩雑さが支障となっている。 導入手続きの簡素化が図られることにより、水利組合の管理費の軽減と農村地域における低炭素社会の実現が加速化される。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	ペットボトルや発泡スチロール製トレイなどの「専ら再生利用の目的となる廃棄物」への位置づけ
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <p>廃棄物処理法では、その品目が廃棄物かどうかの判断材料のひとつとして有価であるかどうかを挙げている。しかし、資源価格の変動により運搬費込みの価格が逆有償（資源を受け取る側にお金を支払う）になると廃棄物なり、運搬や処理を廃棄物処理法に基づいて実施しなければならない可能性が生じる。このことを回避するために、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」として、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維の4品目が位置づけられている。（通知（昭和46.10.16環整43）これによって、雑誌等が逆有償となっても雑誌を取り扱う業者は廃棄物処理法上の許可を必要としないことになっている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項「一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、（中略）市町村長の許可を受けなければならない。ただし、（中略）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者（中略）この限りでない。」</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>専ら物は昭和46年の通知で産業廃棄物について定義されて以降、改正がされていない。ちなみに、この定義は、当時のちり紙交換や廃品回収業者を念頭に置いたものであることが推察される。</p> <p>現在のリサイクル状況ではペットボトルや発泡スチロール製トレイなどは、リサイクルが可能であるが、収集コストまでを含めると逆有償になることもあるため、廃棄物としての取り扱いが必要となってしまう。このことがリサイクルを阻害し、循環型社会の形成を阻害する要因となっている。リサイクル可能性や環境負荷への影響などを考慮した上で、「専ら物」の定義を見直すべきである。</p>

要望具体例、 経済効果等	ペットボトルや発泡スチロール製トレイのように、現在の常識ではリサイクル品目であり、リサイクルに際して環境への影響がほとんどないものを「専ら物」に定義することによって、廃棄物処理法への配慮が不用となるため、リサイクルが容易になる。また、町会や子供会の集団回収の対象品目が増加するため、地域コミュニティの醸成にも役立つ。
-----------------	--

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	すべて産業廃棄物として定義されている廃プラスチックの一部を一般廃棄物として定義（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「廃プラスチック」の定義の見直し）
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 廃棄物処理法では、事業活動にともなって排出される廃プラスチックはすべて産業廃棄物と位置づけられている。そのため、例えば、事務所で食べた弁当ガラやペットボトルなどのプラスチックも、法律の定義上は産業廃棄物と規定される。地方自治体によっては、廃棄物処理法第 11 条第 2 項「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物」として処理しているところもあるが、地方自治体により規定や実際の運用は様々である。</p> <p>【根拠法令】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号に産業廃棄物の定義として「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。」と規定されている。</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	廃プラスチックについては紙類などと同様に業種指定(令第 2 条第 1 項：建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）のような業種の限定等により、小規模なオフィスから排出される廃プラスチックについては、一般廃棄物として取り扱うようにすべきである。
要望具体例、 経済効果等	小規模オフィス等から排出される廃プラスチックを一般廃棄物とすることにより、排出事業者が一般廃棄物と産業廃棄物を別々に委託処理することがなくなり、廃棄物処理の煩雑さが軽減されることになる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

<p>規制改革事項</p>	<p>電気系統における「1 構内 1 需要場所」規制の緩和 (EV充電設備における「1 構内複数需要場所」の認可)</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 FC加盟店の駐車場等の敷地内にEV充電設備を設置する際、「1 構内 1 需要場所」という考え方において、既存の電力系統の中で賄う必要がある。そのため高圧受電設備の設置・追加等、高額な投資となる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 電気事業法施行規則第二条の二</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>EV普及のためには充電設備のインフラが欠かせないが、その場所と期待されるコンビニの駐車場に設置しようとした場合、現在の契約の容量を大幅に見直す必要があり、高圧受電等の導入も必要となることから高額な投資となる。将来的に充電器の設置をフランチャイズ本部が主導して行う場合や、ビジネスとして展開しようとする場合については、店舗で使用する電力とは別系統の供給が必須となる。「1 構内複数需要場所」という対応が今後のEV普及に向けて必要となる。 (需要者という観点では、充電による電気使用は店舗ではなくEV利用者となる)</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電器を設置する場合、単独であれば20～50kWh程度の受電契約で済むが、店舗の駐車場に設置する場合には、「1 構内 1 需要場所」という規制から、店舗の契約電力量を増やさなければならない。現在が低圧受電であれば、それを高圧受電に変える等、高額なイニシャルコストが必要となる。 また、ランニングコストにおいても基本料金の部分が上がるためにコストアップとなる。 (試算例) ・高圧受電設備：2百万円 ・受電基本料金の変更(37kW⇒48kW)：25万円年間増

規制改革事項	河川区域内での防護措置の緩和
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス管の設置に当たっては、基準第17第1項第2号により、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする」とされている
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで河川近傍に敷設するケースが多くなっていく ・ 通常の埋設が認められれば、コストダウン・工期短縮が可能となる
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ずしも二重構造とせず、治水上支障のない仕様による設置の許可

規制改革事項	農業用道路の占用許可要件の緩和
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用道路は、土地改良法第2条第2項第1号により「土地改良施設」とされており、道路法第3条に定められる道路に含まれない ・ 農業用道路は、土地改良法第56条第2項「土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至った場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。」により、ガス工作物の設置の用に兼ねて供することができる。しかし許可要件は明確でない
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで農地近傍に敷設するケースが多くなっていく ・ 道路法上の道路と同様に義務占用が認められれば、占用許可取得にかかる時間を短縮できる ・ 占用条件が明確化されれば、個別折衝によらず、浅層埋設など通常の道路で行われる工事の許可を受けることができる
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第3条に定められる道路において、ガス事業法の規定に基づき、ガスパイプを道路に設けようとする者に、道路法第36条により認められている義務占用の準用、占用条件の明確化

規制改革事項	港湾道路の占用許可要件の改善
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域及び臨港地区内における道路は、港湾法第 2 条により、「港湾施設」とされており、道路法第 3 条に定められる道路に含まれない ・ ガス管の敷設については、港湾法第 37 条により許可されるが許可要件は明確でない
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後未整備エリアの産業用需要向けに長距離にパイプラインを整備するなかで港湾近傍に敷設するケースが多くなる ・ 道路法上の道路と同様に義務占用が認められれば、占用許可取得にかかる時間を短縮できる ・ 占用条件が明確化されれば、個別折衝によらず、浅層埋設など通常の道路で行われる工法による工事の許可を受けられる
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 3 条に定められる道路において、ガス事業法の規定に基づき、ガス管を道路に設けようとする者に、道路法第 36 条により認められている義務占用の準用 ・ 占用条件の明確化

規制改革事項	高速道路の占用許可要件の緩和
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路は、道路法第3条により「道路」とされており、道路法第36条により認められている義務占用の対象となっているが、許可基準（手続き・技術的基準）は明確でない
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで高速道路近傍に敷設するケースが多くなっていく ・ 許可基準が明確化されれば、占用許可取得にかかる時間を短縮でき、ルート選定の自由度が増し、コストダウン・工期短縮が可能となる
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可基準の明確化（一般道路の場合、条例等で明記）

規制改革事項	公共用地等における占用許可
規制の概要・ 根拠法令	・ 規制はなく、協議により占用可能
規制改革要 望・賛成の意 見等	・ 公共用地等における占用が認められればルート選定の自由度が増し、コストダウン・工期短縮が可能となる
要望具体例、 経済効果等	・ 道路同様義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可することとする

規制改革事項	農地転用にかかる手続の簡略化
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされ、農地又は採草放牧地の権利移動は制限されている ・ 同様に、農地法第4条により、農地の転用が制限されており、また、第5条により、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動が制限されている。 ・ 農地法施行規則第18条により、電気事業者・認定電気通信事業者の電線などは農地法第3条の例外とされている。同様に、農地法施行規則第32条または第53条により、電気事業者・認定電気通信事業者の電線などは農地法第4条または第5条の例外とされている
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで農地近傍に敷設するケースが多くなる。電気・電気通信地同様に制限が除外されれば、ガスインフラ整備に際して発生するガバナー等の設置用地や、シールド工事および河川横断に必要な推進縦抗用地取得時の農地使用の手続きにかかる時間が短縮でき、工期短縮が可能となる
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則第18条、第32条および第53条にそれぞれガス事業の用に供する施設を加える。

規制改革事項	農用地区域内での開発行為の円滑化
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地等におけるガス工作物の設置は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第1項第6号および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三十七条により許可を要する開発行為から除外されている ・ 開発行為（ガス工作物の設置）に当たって変更の必要が生ずる「農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第10条）」の変更手続きは明確でない
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで農地近傍に敷設するケースが多くなっていく ・ 許可不要が徹底され、開発の手続きが明確化されれば、かかる時間が短縮でき、工期短縮が可能となる
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体に対して、「許可不要」であることを明示するとともに「農業振興地域整備計画（法第10条）」の変更手続きを明確させる

<p>規制改革事項</p>	<p>CNGスタンドと水素スタンドの併設</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】 水素スタンドの処理設備（圧縮機）、貯蔵設備（蓄圧器）に対して、天然ガス（CNG）スタンドの処理設備、貯蔵設備の間の距離は6m以上と規定されている。この設備間距離には短縮あるいは除外の規定が存在しない。</p> <p>【根拠法令】 高圧ガス保安法 一般則</p> <p>① 一般則第7条の3第1項第12号、 第2項第29号 圧縮水素スタンドの処理設備、貯蔵設備⇒圧縮天然ガススタンドの処理設備、貯蔵設備に対して6m以上の距離確保。</p> <p>② 第7条第1項第7号、 第20号 圧縮天然ガススタンドの処理設備、貯蔵設備⇒圧縮水素スタンドの処理設備、貯蔵設備に対して、6m以上の距離確保。</p> <p>③ 第7条の2第1項第20号 LNGスタンドの処理設備について同様。</p>
<p>規制改革要 望・賛成の意 見等</p>	<p>・ 圧縮水素ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備を、圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に併設する際の設備距離（6m）に関して、除外規定を設ける。</p> <p>現行の法令では、水素の蓄圧器ユニット（貯蔵設備）の横に、水素の蓄圧器ユニットを増設設置する場合には互いに距離をとる必要はない。間に障壁などの設置も不要である（天然ガスにおいても同様）。しかしながら、水素蓄圧器の横に天然ガスの蓄圧器を少しでも設置する場合には、無条件に6mの距離を確保しなければならない（圧縮機を設置する場合についても同様の扱い）。</p> <p>水素、天然ガスは、性質に異なる点はあるが共に可燃性ガスであり、その扱いもほぼ同様である。また、水素スタンドと天然ガススタンドにおいては、同一事業者が一体として運用することが想定できる。この場合に、水素および天然ガスの貯蔵設備と圧縮設備の間の距離規定6mを除外することを要望する。</p> <p>水素ガススタンドと天然ガススタンドを一体として運用する場合に</p>

	<p>は、不具合が生じた際のインターロックをスタンド全体にかける対応など、両スタンドを包括して運用する保安上の対策を講じることを前提とする。</p>
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年度：事業者は高圧ガス保安協会と共に、天然ガススタンドと水素スタンドの併設における設備距離について有識者検討会議を実施し、安全性についての考えを整理・検討・評価し、結論を得る。 ・ 2012 年度中：経済産業省は評価結果を受けて、基準改正を行う。 <p>現在の水素と天然ガススタンドの処理設備／貯蔵設備同士の距離が 6m で一切の代替措置がない場合、既設の天然ガススタンドを有効利用することが不可能となることから、2013 年度以降のスタンド先行整備を実行することに重大な支障をきたす。</p> <p>海外においては、上記設備距離において障壁設置による距離短縮、もしくは一体設備としての設置が認められており、国際的に見ても厳しい規定となっている。なお、水素スタンドとガソリンスタンドとの併設においては、消防法において障壁設置により距離不要とできる。</p> <p>水素スタンドと天然ガススタンドを同一事業者が責任をもって一体運用する場合において、同じ可燃性ガスである水素と CNG を扱う設備間の距離のあり方を検討するべきである。ガス種が異なることによるリスクや火災発生時に現実的にとりうる消火活動の実態などを踏まえ、水素スタンドと天然ガススタンドの設備距離のあり方を検討するべきである。</p> <p>そのためには高圧ガス保安協会を中心に有識者とともに本件に関して議論を深め、考え方を提示する必要がある。</p> <p>水素スタンドの運営上の支障</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既設天然ガススタンドに敷地拡張等できない場合。そもそも水素スタンド併設設置対応が不可となる。 (2) 設備間距離 6m 確保のために敷地を拡張する場合追加費用がかかる (3) 天然ガススタンドへ併設ができることにより、別々の場所にてスタンドを運営する場合に比べ、要員の効率化が可能となる。 <p>第 2 クールで取りあげないとしても第 1 クールのフォローアップの際に再どこの論点を検討していただければ十分です。</p>

検討項目 委員提案シート（電力関連）
（みなし自家消費）

規制改革事項	一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現在、一般家庭が太陽光発電を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、マンションの住民等個別に PV を導入できない需要家には不公平感がある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】 ・ 供給構造高度化法</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、家庭用太陽光の買取制度があるが、都市部の多くを占める集合住宅居住者は PV を導入しづらい。 ・ これらの需要家にも PV 導入による地球環境貢献への意識の高い需要家もあり、需要地と離れた未利用地に共同で PV を設置し、自らの屋根に設置したものと同様の効果が得られるのであれば、導入費用を負担するという者も少なくない。 ・ 遠隔地に PV をマンションの住人が共同で設置し、その PV の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を『みなし余剰電力』として、戸建の余剰電力と同様に買取対象とすることにより、不公平感が軽減され PV の導入も進む。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居事情により直接的に PV を導入できない家庭が、費用を負担して太陽光発電を導入できるチャンスができるため、太陽光発電の導入拡大につながる ・ 太陽光大量導入プラン算定の根拠から除外されている（と想定される）未利用地（耕作放棄地や空き状態となっている工業団地など）の有効活用が期待できる <p>既に議論されている低圧託送による解決が難しければ、その代替案として考えられる。2つを並べて議論する価値があるのではないか。</p>

(一需要場所の複数需給契約)

規制改革事項	一需要場所の複数需給契約による需要家の再生可能エネルギー選択の柔軟化
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 電気事業法施行例・第二条の二・法第二条第一項第七号により「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を実施できない。</p> <p>【根拠法令】 電気事業法施行例・第二条の二・法第二条第一項第七号</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>改正省エネ法や東京都条例をはじめ、国・各自治体レベルで省エネ・省CO2に向けた取り組みが求められている。各需要家はそれぞれの事業形態に応じて省エネ・省CO2に取り組んでいる。</p> <p>しかし、再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入し、ゼロエミッションを達成しようとする、自らの総需要を上回るグリーン PPS の発電能力を確保する必要がある。また紐付けられた発電と消費を併せるための社会的に見て不必要な需要調整を強いられることになる。</p> <p>自らの需要の一部をグリーン PPS より電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーン PPS より電力購入することを可能とするためには、一需要場所の複数需給契約を認める制度への改定が効果的である。</p>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都条例等への対応策、または環境意識の高い需要家が、再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を調達できる機会が増すことから、CO2 削減に向けた需要家選択肢が拡大する。 ・ また、このような需要家ニーズが高まることから、グリーン PPS などの事業者が自ら再生可能エネルギーを保有する動機が高まるため、再生可能エネルギーの普及に貢献する。 <p>一需要一契約全般を見直すのではなく、限定的に導入する要望事例として、駐車場における充電の例と並べて、このタイプの要望も加えていいのではないか。</p>

(マンション供給：いわゆるアグリゲーションによる新規参入について)

<p>規制改革事項</p>	<p>マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用（内規）」の見直し</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物の設置者には、技術基準適合維持、保安規程の制定・届出、主任技術者の選任または保安管理業務の外部委託が義務付けられている。 ・ 約9割の自家用電気工作物は、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託している。 ・ 自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合は、1年に1回以上、停電を伴う点検（保護継電器と遮断器の連動動作試験等）を実施することが義務付けられる。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第43条第1項 ・ 電気事業法施行規則 第52条第2項 ・ 「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」平成21・4・15 原院第1号 平成21年5月1日（施行 平成22年11月1日）
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物であり、保安管理業務は外部委託しているが、現在の自家用電気工作物の保安管理業務外部委託の規制においては、自家用電気工作物の点検に伴いマンション全館が停電するため、一般電気事業者と同等の設備であるにもかかわらず、一般電気事業者のユーザーよりもマンション高圧一括受電サービスのユーザーの方が利便性を損なっている。 ・ この一般電気事業者より厳しい電力提供条件により、マンション開発業者からマンション高圧一括受電サービスが採用されず、普及が阻害されている。 ・ 一般電気事業者による電力提供の場合（電気事業の用に供する電気工作物の場合）、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないのに対し、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められるようになった。 ・ 高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不

	<p>要であったところが、本規制により無条件で1年に1回以上停電を伴う点検が必要となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。
<p>要望具体例、 経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物の適切な保安運用を実施しているマンション高圧一括受電サービスにおいては、停電を不要とすることで、公正な競争条件が確保される。同時に利用者の利便性向上も期待できる。 <p>一般電気事業者とその他の事業者のイコールフットリングをはかるという大原則からも、第1クールで議論した電源の問題と並べて議論する価値があると思います。</p>